

宿毛市共催及び後援事業承認事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が共催又は後援する事業に係る承認事務を適正に行うための承認基準その他必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 共催 官民協働及び市政との連携協調を推進するため、事業の企画、運営に参画し、また経費の一部負担など、当該事業について責任の一部を負担することをいう。
- (2) 後援 経済の活性化、地域振興、文化・芸術・スポーツの振興などに貢献するため、事業の実施について賛同することをいう。

(名義)

第3条 この要綱による共催又は後援の名義は、「宿毛市」とする。

(承認基準)

第4条 共催の承認基準は、別表第1に、後援の承認基準は、別表第2に掲げるとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市行政の円滑な推進の見地から特に必要があると認めるものについては、共催又は後援の承認をすることができるものとする。

(申請手続)

第5条 共催又は後援の承認を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別記第1号様式又は次の事項を記載した書面(以下「申請書」という。)により、原則として名義使用開始の14日前までに、市長に提出するものとする。

- (1) 事業の名称、目的及び内容
- (2) 開催日時(期間)及び開催場所
- (3) 事業の目的及び内容(講演会にあっては、講師、後援内容等も記入する)
- (4) 主催者の名称
- (5) 他の共催者及び後援者(予定者を含む)
- (6) 入場料、参加料等の徴収
- (7) 参加対象者及び参加見込数
- (8) 連絡責任者と電話番号

(9) 市に求める具体的な援助内容

(10) その他参考事項

2 市長は、記載内容に不備等が認められる場合は、申請書の受理を行わないことができるものとする。

(決定)

第6条 前条第1項の規定による申請があった場合、共催又は後援の申請のあった事業を所管する所属長（事業を所管する所属長が明確でない場合は、事業の目的、内容又は主催団体等との関係性を鑑みて企画課長が指定する所属長）がその内容を審査し、適当と認めるときは別記第2号様式による承認通知書により、承認できないときはその旨を、それぞれ当該申請者に通知するものとする。ただし、次の各号に該当する場合は、市長がその内容を審査するものとする。

(1) 初めて共催又は後援を申請する事業のとき。

(2) 内容が重要又は異例であると認められるとき。

(3) 事案に疑義があり、又は現に紛議を生じ、若しくは生ずるおそれがあると認められるとき。

(4) 市長が別段の指示をしたとき。

(事業計画の変更等)

第7条 申請者は、申請時の事業計画を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに当該変更又は中止に係る内容について届け出なければならない。

(承認の取消し)

第8条 共催又は後援を承認した事業であっても、その内容が第4条の承認基準に該当しなくなると認められるときその他共催又は後援することが不適當となったと認められるときは、その承認を取り消すものとする。

2 前項の規定による承認の取消については、第6条の規定を準用する。

(事業の完了報告)

第9条 申請者は、事業完了後1月以内に別記第3号様式を市長に提出するものとする。

(無断使用)

第10条 共催又は後援の承認の手続きを経ずに、第3条に規定する名義を無断使用した場合（承認前に既に印刷し、公表した場合を含む。）は、警告書を出すものとする。

(雑則)

第 1 1 条 前条の無断使用の場合並びに申請者が事実と異なる申請を行った場合及び第 9 条の規定に定める書面を提出していない場合には、その事由によっては、以後の共催又は後援の承認は認めないものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 3 0 年 6 月 1 日から施行する。

別表第1（第4条関係）

共催事業の承認基準

主催者についての承認基準	1 国、地方公共団体及びこれらの機関並びにその連合体 2 新聞社、放送局等の報道機関 3 福祉、文化、環境、地域づくり、産業振興等の分野で市行政の円滑な推進に寄与する事業を行っている公益法人及びその他の団体（宗教団体又は政治団体を除く）
事業内容についての承認基準	1 市行政の運営方針及び公序良俗に反しないものであること 2 事業の目的が、市の政策、施策の推進に寄与するもので、公益性があるものであること 3 特定の宗教、政党の宣伝、勧誘等を意図したものでないこと 4 特定の団体の利益を目的とするものでないこと 5 事業の内容及び規模から、営利目的でないこと 6 市が負担する責任の範囲が明確になっているものであること

備考

- 1 主催者については、主催者についての承認基準1から3までのいずれかに該当しなければならない。
- 2 事業内容については、「事業内容についての承認基準」の1から6までのすべての項目に該当しなければならない。

別表第2（第4条関係）

後援事業の承認基準

主催者についての承認基準	1 国、地方公共団体及びこれらの機関並びにその連合体 2 新聞社、放送局等の報道機関 3 福祉、文化、環境、地域づくり、産業振興等の分野で市行政の円滑な推進に寄与する事業を行っている公益法人及びその他の団体（宗教団体又は政治団体を除く）
事業内容についての承認基準	1 公序良俗に反しないものであること 2 事業の目的が、市の政策、施策の推進に寄与するもので、公益性があるものであること 3 特定の宗教、政党の宣伝、勧誘等を意図したものでないこと 4 特定の団体の利益を目的とするものでないこと 5 事業の内容及び規模から、営利目的でないこと

備考

- 1 主催者については、主催者についての承認基準1から3までのいずれかに該当しなければならない。
- 2 事業内容については、「事業内容についての承認基準」の1から5までのすべての項目に該当しなければならない。